

相楽東部広域連合事務局設置に関する条例

平成 20 年 12 月 22 日
条 例 第 4 号

(事務局の設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広域連合に事務局を置く。

(課の設置)

第 2 条 事務局に、次の課を置く。

総務課

環境課

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。